

# 東京総合写真専門学校校長選出規則

(目的)

第1条 本規則は、東京総合写真専門学校校長（以下、「校長」という）を円滑に選出する事を目的とする。

2 前項の目的を達成するため、校長選出委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(校長選出方法)

第2条 委員会は、東京総合写真専門学校学則第8条第2項の規定により校長を選出する。

2 校長候補者届出日より起算し、60日以内に選出する。

3 前項の目的を達成するため、次に挙げる項目を基本方針とする。

(1) 選出は委員会での議決による。

(2) 公正中立な立場をもって校長を選出する。

(3) 必要に応じて、職員（正規職員、嘱託職員）、講師（専任講師、非常勤講師）、卒業生等の意見を求めることができる。

4 校長の選出は、委員4分の3以上が出席し、その3分の2以上の同意を要するものとする。

5 委員会は非公開とする。委員会出席者は守秘義務を負う。

6 委員長は、選出の結果を理事会に文書で報告する。

(校長候補者資格)

第3条 校長候補者（以下、「候補者」という）は、3名の推薦人を要する。

2 候補者は、選出委員会委員に就任している場合は候補者受付日前日までに委員を辞するものとする。

3 推薦人は、候補者を除く理事、評議員、職員（正規職員、嘱託職員）、講師（専任講師、非常勤講師）、卒業生とする。

(委員の任命)

第4条 校長選出委員会委員（以下、「委員」という）は、次に挙げる者の中から理事長が選任し、理事会および評議員会の同意を得て、総数7名とし任命する。但し、理事長が校長候補者となる場合は、理事会において選出された理事が理事長代行として委員を選任し、理事会および評議員会の同意を得て、総数7名とし任命する。

(1) 理事長

(2) 理事より2名

(3) 評議員より2名

(4) 職員（正規職員、嘱託職員）及び講師（専任講師、非常勤講師）より2名。

2 次の各号に挙げる者は、委員に就任することができない。

- (1) 校長候補者
- (2) 推薦人

(組織)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 委員会は委員長が召集する。
- 4 委員会に書記若干名を置く。書記は、職員(正規職員、嘱託職員)のうちから委員長の推薦により、理事長が任命する。但し、その任期は委員の任期とする。

(校長の任期)

第6条 校長の任期は4ヵ年間とする。

- 2 校長の再選、定年等は、別に定めた「東京総合写真専門学校校長に関する規則」の諸規定による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、任命の日から校長就任の日までの期間とする。

- 2 役職によって選出された委員はその任期による。
- 3 委員の再任はこれを妨げない。

(経費)

第8条 この委員会の経費は、学校法人写真学園より支出される。

(規則の変更及び細則)

第9条 この規則を変更しようとする時は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この規則を施行する為に必要な細則は、委員会にて定めることができる。また、細則は理事会に報告しなければならない。

- 附則
1. この規則は、平成23年4月1日から施行する。
  2. この規則の第4条を改訂し平成27年11月1日から施行する。